

別表 1

処分の名称	行為許可		
規則名	大阪市区役所庁舎管理規則	根拠条項	第 6 条
審査基準	<p>◎ 次の各号に掲げる行為の許可を受けるためには、当該各号に定める要件を満たすことが必要です。</p> <p>(1) 物品の販売、保険の勧誘その他これらに類する行為について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物品の販売に当たっては、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項（行政財産の目的外使用）の許可を得たものに限る。ただし、区庁舎管理者が指定するもので、指定された場所及び時間で行われるものを除く。 ○ 保険の勧誘その他のものについては、本市所管部署が職員福利厚生事業として行うもので、指定された場所、期間、時間内に行うものに限る。ただし、区庁舎管理者が指定するもので、指定された場所及び時間で行われるものを除く。 <p>(2) 印刷物その他の文書、図画の配布について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎内での配布行為は許可しない。ただし、本市所管部署が職員福利厚生事業として行うもので、指定された場所及び時間で行われるものを除く。 <p>(3) ポスター、はり紙、看板、旗、幕その他これらに類するものの表示又は掲出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ポスターの掲出は許可しない。ただし、本市所管部署が行う事業等で区庁舎管理者が許可したのものについては除く。 ○ はり紙の掲出は区庁舎管理者の許可した会議等の案内目的のものに限る。ただし、区庁舎管理者が許可し、指定された場所で掲出されるものを除く。 ○ 看板の設置並びに旗、幕その他これらに類するものの掲出は区庁舎管理者の許可があるもので指定された場所、期間内に掲出されるものでかつ以下の要件を必要とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公職選挙法に基づく選挙に関するもの ・ 本市の事業として使用するシンボル旗、表敬訪問に伴う国旗 ・ 本市事業で市政上特に重要と認められるもの <p>(4) テントその他の施設、工作物の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市主催の行事等で指定された期間内に設置されるもの及び本市が行う工事、作業に伴うものに限る。 		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査基準</p>	<p>(5) 集会の開催又は集団による立入り</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市主催の行事並びに庁舎見学等で事前に許可されたもの及び本市が行う工事等による立入りに限る。 <p>(6) 門扉閉鎖後又は休日における立ち入り</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 門扉閉鎖後又は休日（開庁日を除く。）における立ち入りは、事前に区庁舎管理者の許可を得た者に限る。 <p>(7) カメラ及びビデオカメラ等による撮影</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カメラ及びビデオカメラ等による撮影は、事前に区庁舎管理者の許可を得た者に限る。 <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で区庁舎管理者が定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市主催の行事等で市政上特に重要と認められるものについては、前各号に掲げる行為以外の行為についても、指定された場所、期間内に限り許可することがあります。
<p>標準処理期間</p>	<p>即日又は5日</p>